

特別増殖種子配付取扱要領

制定 平成22年12月16日付け農産第 979号
改正 平成30年 4月 1日付け農産第1555号
改正 平成31年 4月 1日付け農産第1693号
改正 令和 4年12月 9日付け農産第1039号

- 1 北海道優良品種の早期普及を図るため、北海道農業試験会議開催要領(平成22年7月2日付け技普第266号農政部長通知)第2条第1項第2号の設計会議において承認された新優良品種普及促進事業計画に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が、北海道優良品種に認定されることが見込まれる系統を、北海道優良品種の認定前に予め増殖した種子(以下「特別増殖種子」という。)の配付については、この要領の定めるところによる。
- 2 道総研理事長は、現地ほ場に供することのできる特別増殖種子について、別紙第1号様式により農政部長に通知するものとする。
- 3 北海道立総合研究機構農業試験場基本種苗配付要領(平成22年4月1日農研本企第10号-9)に基づき、採種ほ又は普及展示ほを設置しようとする者は、別紙第2号様式により総合振興局長又は振興局長(複数の総合振興局又は振興局にまたがるときは知事。以下同じ。)に申請するものとする。
- 4 総合振興局長又は振興局長は3の申請があった場合は、農政部長に進達するものとする。
- 5 農政部長は、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例(平成31年北海道条例第1号)第9条に規定する種子計画に基づき内容を審査し、適当と認めたときは別紙第3号様式により道総研理事長に通知するものとする。
- 6 特別増殖種子は、試験場渡しとし、配付経費は、原種価格を参考に道総研理事長が品目ごとに定めるものとする。
- 7 道総研理事長は、特別増殖種子の引き渡しを完了したときは、別紙様式第4号による特別増殖種子配付実績報告書を、農政部長に提出するものとする。
- 8 道総研以外の種苗の育成者が、優良品種の早期普及を図るため、北海道を通じて、その育成者種子を配付しようとするときは、2から7の規定に準ずることとする。

別紙様式第 1 号

番 号
年 月 日

北海道農政部長 様

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長

年度特別増殖種子生産物報告書

特別増殖種子配付取扱要領 2 の規定に基づき、次のとおり 年度特別増殖種子の配付可能数量を通知します。

記

単位：kg

農作物種類名	品種名	配付可能数量

番 号
年 月 日

北海道農政部長 様

住 所
氏 名

年度特別増殖種子配付申請書

特別増殖種子配付取扱要領 3 に基づき、次のとおり特別増殖種子の配付を申請します。

記

1 特別増殖種子の使用計画

単位：kg、a

農作物 種類名	品種名	ほ場の 種類	設置市 町村名	作付面積	10a 当 たり播 種量	所要 種子量	左の内訳	
							特別増 殖種子 配付希 望数量	同左以外 による確 保量

注 ほ場の種類は、「採種ほ」又は「普及展示ほ」を記載すること。

2 特別増殖種子を使用するほ場の設置理由

番 号
年 月 日

地方独立行政法人
北海道立総合研究機構理事長 様

北海道農政部長

年度特別増殖種子配付団体等通知書

特別増殖種子配付取扱要領 5 に基づき、次のとおり配付を適当と認めたので通知します。

なお、普及展示ほについては、試験研究の一環であり、その生産物は、他者への種子としての譲渡及び自家増殖は認められない旨の指導を徹底してください。また、採種ほについては、速やかに種苗法(平成 1 0 年法律第 8 3 号)に基づく利用権の許諾契約を結ぶよう指導してください。

記

単位 : kg

申請者		農作物の種類及び品種別配付数量		
氏名又は 名称	住所	農作物種類名	品種名	数量

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

北海道農政部長 様

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構理事長

年度特別増殖種子配付実績報告書

次のとおり配付したので報告します。

記

単位：kg

売り払い先		農作物の種類及び品種別配付数量			配付終了 年月日	備考
氏名又は 名称	住所	農作物 種類名	品種名	数量		